

## 株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、同法第 801 条第 3 項第 3 号及び  
会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 12 月 1 日

株式会社三機サービス

株式会社兵庫機工

2022年12月1日

## 株式交換に係る事後開示事項

兵庫県姫路市阿保甲 576 番地 1  
株式会社三機サービス  
代表取締役社長 北越 達男

兵庫県姫路市飾東町豊国字仲田 790  
株式会社兵庫機工  
代表取締役 中田 一男

株式会社三機サービス（以下、「三機サービス」といいます。）及び株式会社兵庫機工（以下、「兵庫機工」といいます。）は、2022年10月21日付で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年12月1日を効力発生日として、三機サービスを株式交換完全親会社、兵庫機工を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、同法第801条第3号第3号及び会社法施行規則第190条の定めに従い、本株式交換に関する事項を記載した書面を備え置くことといたします。

### 記

#### 1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2022年12月1日

#### 2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 株式交換をやめることの請求（会社法第784条の2）に係る手続の経過  
兵庫機工において、会社法第784条の2の規定に従い、本株式交換をやめることを請求した株主はおりませんでした。
- (2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）に係る手続の経過

兵庫機工は、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2022 年 10 月 21 日付で、兵庫機工の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに三機サービスの商号、住所を通知いたしましたが、会社法第 785 条 1 項の規定に基づく株式の買取請求はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）に係る手続の経過

兵庫機工は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述（会社法第 789 条）の手続の経過

本株式交換について異議を述べることができる債権者はありませんので、該当事項はありません。

**3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）**

(1) 株式交換をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）に係る手続の経過

三機サービスは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、会社法第 795 条 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行ったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）に係る手続の経過

三機サービスは、会社法 797 条第 3 項及び第 4 項の規定により、2022 年 10 月 22 日付で、三機サービスの株主に対して、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社となる兵庫機工の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、会社法第 795 条 1 項に定める株主総会の承認を受けていないため、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、三機サービスの株主には、株式買取請求権が認められておりません。

(3) 債権者の異議申述（会社法第 799 条）の手続の経過

本株式交換について異議を述べることができる債権者はありませんので、該当事項はありません。

**4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）**

本株式交換により三機サービスに移転した兵庫機工の普通株式の合計は、25,000 株です。

## 5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

### （1） 簡易株式交換手続の利用

三機サービスは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会による承認を受けずに、本株式交換を行いました。なお、第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を通知した三機サービスの株主はおりませんでした。

### （2） 兵庫機工の株主総会による本株式交換の承認

兵庫機工は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 10 月 28 日の臨時株主総会決議によって、本株式交換の承認を得ております。

### （3） 本株式交換に際して交付された株式数及びその割当て

三機サービスは、本株式交換に際して、本株式交換により三機サービスが兵庫機工の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における兵庫機工の株主の保有する兵庫機工の普通株式に代わり、その保有する兵庫機工の普通株式の数の合計数に 25.6 を乗じて得た数の三機サービスの普通株式を交付しました。なお、三機サービスが割当て交付した普通株式の合計は、640,000 株です。

### （4） 三機サービスの資本金及び準備金

本株式交換により、三機サービスの資本金は変動しておりません。また、増加した三機サービスの準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い三機サービスが別途適当に定める金額です。

以 上